

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	身体障害者福祉法第15条第1項の医師の指定取り消し	
根拠法令・条項	身体障害者福祉法施行令第3条第3項	
所管課	障害福祉部 障害者更生相談所	
<p>処分基準 （処分基準を設定できない場合 および基準が公開できない場合はその理由）</p>	<p>身体障害者福祉法第15条第1項の指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不相当であると認められる事由が生じた時は、社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴いて指定を取り消すことができる。</p>	
<p>聴聞・弁明の機会の付与の区分</p>	<p>聴聞又は弁明の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 聴聞 <input type="checkbox"/> 弁明</p>
	<p>（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条例等）</p>	
	<p>個別法により聴聞又は弁明の手続きの適用が除外される場合の根拠法令及び条項</p>	